

別表第1（第2条、第7条関係）

種 目		障がい種別及び程度	性 能	基準額	耐用年数 その他
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000 円	8 年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害１級の者（常時介護を要する者に限る。）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600 円	5 年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級の者（常時介護を要する者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000 円	5 年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400 円	5 年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上の者（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000 円	5 年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上の者	介護者が重度身体障がい者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	159,000 円	4 年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害あつて、入浴に介助を必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	90,000 円	8 年
	便器	下肢又は体幹機能障害２級以上の者	障がい者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	便 器 の み 4,450 円 便器（手すり付き） 9,850 円	8 年
	T字状・棒状のつえ	下肢又は体幹機能障害の者		3,000 円	3 年
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいがあり、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000 円	8 年
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいがあり、有するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	オーダーメイド 38,000 円 既製品 16,000 円	3 年
	特殊便器	上肢障害２級以上の者	足踏ペダル等にて温水温風を出し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	151,200 円	8 年
	火災警報器	障がい等級２級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 精神保健福祉手帳を所持する者	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500 円	8 年
	自動消火器	障害等級２級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 精神保健福祉手帳を所持する者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700 円	8 年
	電磁調理器	視覚障害２級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	41,000 円	6 年

	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害２級以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	7,000 円	10 年
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害２級の者（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400 円	10 年
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害３級以上の者で自己連続 携帯式腹膜灌流法（CAPD）による 透析療法を行うもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500 円	5 年
	ネブライザー （吸入器）	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の 身体障がい者であって、必要と認めら れるもの	障がい者が容易に使用し得るもの	36,000 円	5 年
	電気式たん吸 引器	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の 身体障がい者であって、必要と認めら れる者	障がい者が容易に使用し得るもの	56,400 円	5 年
	動脈血中酸素 飽和度測定器 （パルスオキ シメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングする ことが可能な機能を有し、障がい者等 が容易に使用し得るもの。	157,500 円	5 年
	酸素ボンベ運 搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う 者	障がい者が容易に使用し得るもの	17,000 円	10 年
	盲人用体重計	視覚障害２級以上の者（盲人のみの世 帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	18,000 円	5 年
情報・ 意思疎 通支 援用具	携帯用会話補 助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は 肢体不自由者であって発声若しくは発 語に著しい障がい有するもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変 換する機能を有し、障がい者が容易に 使用し得るもの	98,800 円	5 年
	情報・通信支 援用具	視覚障害又は上肢機能障害 ２級以上 の者	障がい者向けのパーソナルコンピュ ータ周辺機器やアプリケーションソフト	100,000 円	5 年
	点字ディス プレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障 がい者（原則として視覚障害２級以上か つ聴覚障害２級）の身体障がい者であ って、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点 字等により示すことのできるもの	383,500 円	6 年
	点字タイプラ イター	視覚障害２級以上の者（本人が就労若 しくは就学をし、又は就労が見込まれ る者に限る。）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	63,100 円	5 年
	点字器	視覚障害の手帳所持者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10,400 円	7 年
	視覚障がい者 用ポータブル レコーダー	視覚障害２級以上の者	①音声等により操作ボタンが知覚又は 認識でき、かつ、DAISY方式による録音 並びに当該方式により記録された図書 の再生が可能な製品であって、視覚障 がい者が容易に使用し得るもの または ②音声等により操作ボタンが知覚又は 認識でき、かつ、DAISY方式により 記録された図書の再生が可能な製品 であって、視覚障がい者が容易に使用 し得るもの	録音再生機 85,000 円 再生専用機 35,000 円	6 年
	視覚障がい者 用活字文書読 上げ装置	視覚障害２級以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当 該文字情報を暗号化した情報を読み取 り、音声信号に変換して出力する機能 を有するもので、視覚障がい者が容易 に使用し得るもの	99,800 円	6 年
	視覚障がい者 用拡大読書器	視覚障がい者であって、本装置により 文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの（印刷物 等）の上に置くことで、簡単に拡大さ れた画像（文字等）をモニターに映し 出せるもの	198,000 円	8 年
	盲人用時計	視覚障害２級以上の者（音声時計は、 手指の触覚に障害がある等のため触読 式時計の使用が困難な者を原則とする。 。）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	触読式 10,300 円 音声式 13,300 円	10 年

	聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい者又は発声若しくは発語に著しい障がいをもつる者であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの	71,000 円	5 年
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	88,900 円	6 年
	人工喉頭	喉頭摘出者		72,203 円	5 年
	点字毎日	視覚障がい者	単価は 1 部当たりの金額とし、自己負担額は 1 部当たり 80 円とする。	400 円	
	点字図書	主に、情報の入手を点字によつて視覚障がい者	点字により作成された図書	年間 6 タイ トル又は 24 巻を限度と し、町長が 認めた額	
排せつ管理支援用具	紙おむつ等	3 歳以上であつて、次のいずれかに該当する者 ア 治療によつて軽快する見込のないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がいのある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの イ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で紙おむつ等の用具類を必要とするもの	紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ等の衛生用品	12,000 円	
	蓄尿袋	腹部に人工肛門又は人工膀胱を造設した者	人工肛門又は人工膀胱を造設した者が身体に装着して排泄物を溜める用具	11,639 円	
	蓄便袋			8,858 円	
	収尿器	排尿障がい（特に失禁のある場合）	採尿器と蓄尿袋で構成され進退に固定して尿を溜めておく用具	8,500 円	0.5 年
	収尿器ディスプレイ	身体障害者手帳の 1 級又は 2 級の交付を受けた者で、その障がいまたは障がいと同じ要因において排尿障害を有し、医師の判断によりディスプレイ方式の収尿器が必要とされている者	同上 （自己導尿カテーテルも含む）	9,000 円 （自己導尿カテーテルのみは 3,300 円）	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であつて障がい等級 3 級以上のもの（特殊便器への取替えをする場合は上肢障害 2 級以上の者）	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000 円	1 人 1 回 限り

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。
- 3 収尿器ディスプレイ、収尿器、紙おむつの併給は行わない。

別表第2（第2条、第7条関係）

種 目		障がい種別及び程度	性 能	基準額	耐用年数 その他
介護・訓練支援用具	訓練用ベッド	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもの（原則として学齢児以上のものに限る。）	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200 円	8 年
	訓練いす	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障がい（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもの（原則として3歳以上の者に限る。）	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100 円	5 年
	特殊マット	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児又は知的障がい者（以下「知的障がい児・者」という。）として判定され障がい程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもの（それぞれ原則として3歳以上の者に限る。）	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	19,600 円	5 年
	特殊尿器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級であって常時介護を要するもの（原則として学齢児以上のものに限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障がい児又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000 円	5 年
	入浴担架	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級であって、入浴に介護を要するもの（原則として3歳以上のものに限る。）	障がい児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400 円	5 年
	体位変換器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障がい（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級であって、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもの（原則として学齢児以上のものに限る。）	障がい児又は介護者が容易に使用し得るもの	15,000 円	5 年
	移動用リフト	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級のもの（原則として3歳以上の者に限る。）	介護者が重度身体障がい児を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	159,000 円	4 年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害であって、入浴に介助を要するもの（原則として3歳以上のものに限る。）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい児又は介助者が容易に使用し得るもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	90,000 円	8 年
	T字状・棒状のつえ	下肢又は体幹機能障害の者（児）		3,000 円	3 年

具	移動・移乗支援用具	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい(平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に限る。)を有し、家庭内の移動等において介助を必要とするもの（原則として3歳以上の者に限る。）	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000 円	8 年
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有するもの 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び精神障がい者保健福祉手帳の障がい程度1級を所持するもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	オーダーメイド 38,000 円 既製品 16,000 円	3 年
	特殊便器	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい（上肢障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもの（原則として学齢児以上のものに限る。）	足踏ペダル等で温水温風を出し得るもの及び知的障がい児・者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	151,200 円	8 年
	火災警報器	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がいの程度が1級又は2級であるものとして記載されているものでそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。） 精神保健福祉手帳を所持するもの	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500 円	8 年
	自動消火器	上記に同じ。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700 円	8 年
	電磁調理器	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定された障がいの程度が重度又は最重度であって18歳以上のもの	知的障がい者が容易に使用し得るもの	41,000 円	6 年
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害2級以上の者（原則として学齢児以上のものに限る。）	視覚障がい児が容易に使用し得るもの	7,000 円	10 年
	聴覚障がい者 用屋内信号装 置	聴覚障害2級の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400 円	10 年
	在宅療養等	透析液加温器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（じん臓機能障害に限る。）の程度が1級又は3級と記載されているもの（原則として3歳以上のものに限る。）	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500 円

支援用具	ネブライザー (吸入器)	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい(呼吸器機能障害に限る。)の程度が１級又は３級と記載されているもの、又は同程度の身体障がい児であって必要と認められるもの（原則として学齢児以上のものに限る。）	障がい児が容易に使用し得るもの	36,000 円	5 年
	電気式たん吸引器	上記に同じ。	障がい児が容易に使用し得るもの	56,400 円	5 年
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者等が容易に使用し得るもの。	157,500 円	5 年
	盲人用体温計 (音声式)	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい(視覚障害に限る。)の程度が１級又は２級であって原則として学齢児以上のもの（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）	容易に使用し得るもの	9,000 円	5 年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって発声若しくは発語に著しい障がいを有するもの（原則として学齢児以上のものに限る。）	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	98,800 円	5 年
	情報・通信支援用具	視覚障害又は上肢機能障害２級以上の者	障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト	100,000 円	5 年
	点字タイプライター	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい(視覚障害に限る。)の程度が１級又は２級であるものとして記載されているもの（原則として就学し、若しくは就労し、又は就労が見込まれる者に限る。）	容易に操作できるもの	63,100 円	5 年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい(視覚障害に限る。)の程度が１級又は２級であるものとして記載されているもの（原則として学齢児以上のものに限る。）	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの または ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	録音再生機 85,000 円 再生専用機 35,000 円	6 年
	点字器	視覚障がいの手帳所持者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10,400 円	7 年
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい(視覚障害に限る。)の程度が１級又は２級であると記載されているもの（原則として学齢児以上のものに限る。）	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	115,000 円	6 年
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障がい児であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの（原則として学齢児以上のものに限る。）	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000 円	8 年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障がい者又は発声若しくは発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの（原則として学齢児以上のものに限る。）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの	85,000 円	5 年

	聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障がい児であって、本装置により テレビの視聴が可能になる児童	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者 用番組並びにテレビ番組に字幕及び手 話通訳の映像を合成したものを画面に 出力する機能を有し、かつ、災害時の 聴覚障がい者向け緊急信号を受信する もので、聴覚障がい者が容易に使用し 得るもの	88,900 円	6 年
	人工喉頭	喉頭摘出者		72,203 円	5 年
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている 視覚障がい者	点字により作成された図書	年間 6 タイ トル又は 24 巻を限度と し、町長が 認めた額	
排 せ つ 管 理 支 援 用 具	紙おむつ等	3 歳以上であって、次のいずれかに該 当する者 ア 治療によって軽快する見込のない ストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ス トマの変形のためストマ装具を装着す ることができない者並びに先天性疾患 (先天性鎖肛を除く) に起因する神経 障害による高度の排尿機能障害のある 者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術 に起因する高度の排便機能障がいのある 者で、紙おむつ等の用具類を必要と するもの イ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害に より排尿若しくは排便の意思表示が困 難な者で紙おむつ等の用具類を必要と するもの	紙おむつ、洗腸用具、サラン、ガーゼ 等の衛生用品	12,000 円	
	蓄尿袋	腹部に人工肛門又は人工膀胱を造設し た者	人工肛門又は人工膀胱を造設した者が 身体に装着して排泄物を溜める用具	11,639 円	
	蓄便袋			8,858 円	
	収尿器	排尿障害（特に失禁のある場合）	採尿器と蓄尿袋で構成され進退に固定 して尿を溜めておく用具	8,500 円	0.5 年
	収尿器 ディスプレイ ポータル	身体障害者手帳の 1 級又は 2 級の 交付をうけた者で、その障がいまた は障がいと同じ要因において排 尿障害を有し、医師の判断により ディスプレイポータル方式の収尿器が 必要とされている者	同上 (自己導尿カテーテルも含む)	9,000 円 (自己導尿 カテーテル のみは 3,300 円)	
住 宅 改 修 費	居宅生活動作 補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前 の非進行性の脳病変による運動機能障 害（移動機能障害に限る。）を有する学 齢児以上の身体障がい児であって障害 程度等級 3 級以上のもの（特殊便器へ の取替えをする場合は上肢障害 2 級以 上のものに限る。）	障がい者の移動等を円滑にする用具で 設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000 円	1 人 1 回 限り

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 収尿器ディスプレイポータル、収尿器、紙おむつの併給は行わない。

別表第3（第2条、第7条関係）

種 目		障がい種別及び程度	性 能	基準額	耐用年数 その他
介護・訓練支援用具	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障がいのある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	159,200 円	8 年
	特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000 円	8 年
	特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600 円	5 年
	特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	67,000 円	5 年
	体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000 円	5 年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障がいのある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000 円	4 年
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。	90,000 円	8 年
	便器	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）	4,450 円 手すり付き 5,400 円	8 年
	移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	60,000 円	8 年
	特殊便器	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200 円	8 年
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	28,700 円	8 年
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	56,400 円	5 年
	ネブライザー	呼吸器機能に障がいのある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	36,000 円	5 年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	157,500 円	5 年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障がいのある者	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	200,000 円	1 人 1 回 限り